三(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県八頭郡八頭町横地字横地土居一三の一、一三の二、字抜戸七二五、七二六、字通谷七四一、七四四、佐崎字椎ノ木鼻平四六〇、才代字割谷五〇四の二、奥野字清水一九一、一九一の一、一九一の二、一九六の一、清徳字上河原平二四三の二、中字家ノ上七九二の三、七九二の七、妻鹿野字迎平一四〇三の一、字都倉一七三七、徳丸字堂ノ谷一七一一の二、字宮山一七七七の二

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年八月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　富山県富山市有峰字村川谷割一の一から一の五まで、一の八、二の一、二の三、二の五から二の九まで、三の一、三の三、三の五から三の七まで、四の一、四の三、九の一、九の四、九の五、九の八、九の九

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び富山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年八月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示（重要流域（平成十二年二月二十四日農林水産省告示第二百八十三号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

平成五年十二月八日農林水産省告示第千四百三十六号、平成六年七月十二日農林水産省告示第千五十六号

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年八月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県西伯郡大山町佐摩字上大岸一一六、豊房字北原四四八の二、字森ケ下八四六、八四七の一、字西屋敷一六一〇、字荒神ノ前一六一三、字上ノ田林二一四五の二、二一四六の二、字下中島林二一四七、二一四八の二、字向林ノ一一九四四、一九四五、一九四七、字向林ノ二二二二六の一、二二二六の二、二二二七の一、二二二七の二、二二二八、前字倉井五六一の五、五六一の七、五六一の一三、五六一の一七、五六一の一八、五六一の二一、五六一の二二、五六一の二五、赤松字滝坂ノ下九六三から九六六まで、九七〇の一、九七〇の二、九七二、字滝坂ノ上九七七から九七九まで、字清水ケ平一一一から一一一六まで、字水尻一一二〇から一一二二まで、一一三二から一一三四まで、一一三六、一一三七、長田字大成九九一の二、九九一の二七から九九一の四〇まで、字免賀手一〇五〇の一二、一〇五〇の一三

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年八月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県米子市愛宕町五一、四九の一から四九の四まで、四九の六から四九の八まで、陽田町九八の一、九九、一〇〇の一、一〇二の一、一〇三の一、一一四、一一五、一二〇、一二一、一三三から一三五まで、一三九の一、一三九の二、一四四、一四五、一四七、一五五、一五七、一五八の一、陰田町一四九五、尾高字本丸一三一四の二、福万字嫁田一〇六九の二から一〇六九の四まで、字小野田谷一〇七七の二、一〇七八の二、一〇八〇の二、一〇八一、一〇八三、字小原田一〇九〇の二、一〇九〇の四から一〇九〇の七まで、一〇九一の二、一一〇三、一一〇四の二、一一〇五、一一〇六、一一〇八の二、字槙原一一一〇の二、一一一一の二、一一一三の三、一一一七の二、一一一八の二、字槙原ノ上一一一九の二、一一二〇の二、字粕谷ノ一一一三三、一一三四の二、字梨子ノ木平一一三八の二、一一四〇、一一四一の二、一一四二、一一四三、字須村尻り一一四四の二、一一五四、一一五六の二、字河原山ノ一　一一五八の二、一一五九、一一六〇の二、一一六一の二、字河原山ノ二　一一六三の二、河原山ノ三　一一六四の二、一一六五の二、一一六六の二、一一六七の二、一一六七の五、一一六七の六、大袋字寺山通り三八〇の二、日原字石畑六四八の二、六四九、字後山一四八の三、一五〇の二、一五一の一、一五一の四、一五二から一五五まで、一五九、一六〇の一、一六一の二、一六二、一六三、一六四の三、一六五の二、一六六の二、二六八、二六九の一、二七一の一、二七一の二、二七二、字山ノ越二八三の一、二八四、二八五の一、二八六から二八八まで、二八九の一、二九〇の一、二九一の一、二九二、二九三の一、二九三の三、二九三の四、字宮ノ峠山六五〇、六五二、字下山二九四から二九六まで、三〇七、三〇八、字家ノ前三一七、三一八、観音寺字中山一二七、字北谷二四九から二五一まで、二五三、二六八、字岩崎ノ一　六八五、六八六の一、六八六の八、字戸上三五の一、字地蔵院一四六の二、一九〇、字戸上山五八、五九、六〇の一から六〇の三まで、大谷町八五、八六の一、二八七の一、二八七の二、三三〇、三四六、三五三、三六五、三六六、四一四の一、四一四の二、四二四、祇園町一丁目一〇〇、福市字王神谷九七、九八の一、九九の一、長砂町二〇の六、二〇の一、五七四、五九一、五九三、五九六、六一〇から六一四まで、久米町九六の一、九九、一〇〇の一、一〇〇の二、二五四の七

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

字北谷二四九、二五〇、字岩崎ノ一　六八五、大谷町三六五、三六六

2　その他の森林については、主伐は択伐による。